

喜田貞吉と藤原京（後編）

中島 敬介

前号（前編）

—— 鵜故郷舎の喜田貞吉

—— 喜田貞吉と足立康——法隆寺再建・非再建論争——

—— 喜田と足立のもう一つの論争——藤原宮をめぐる——

—— 喜田貞吉の「藤原宮移転説」

—— 今日の藤原京（宮）と喜田貞吉

—— 喜田貞吉とは何者か

—— 明治44年の「喜田事件」——南北朝正閏問題——

—— 「藤原京再考」

『藤原京』の最初の論文、「前編 藤原京再考」の冒頭で、著者・喜田貞吉は剛胆にも「藤原京なるものは無い」と断言する。「日本紀以下も藤原京の名を記したものは無い」と念を押し、『万葉集』に「藤原京」の詞書が見えるが「誤植なるべきは云ふまでもない」と、これも一蹴する。喜田は「藤原宮はあつても藤原京なるものは無い」と言うのだが、これで、いったい、何が主張されているのか。（1）喜田は続ける。

所謂藤原京とは何か。歴史上の形式の上から観れば、是は前々からの飛鳥京の一たるに他ならぬ。随つて「…」飛鳥の板蓋宮、飛鳥の岡本宮、飛鳥の浄見原宮などあると同じく、当然飛鳥の藤原宮とでも謂ふべきものであらう「…」（2）

いったん「藤原宮とでも謂ふべき」と妥協の素振りを見せつつも、実はこの藤原宮という名称も記録の中には現れない、と否定する。喜田の主張の眼目は「藤原宮の地は新益京の一部分であつて、勿論新益京其の物ではない」（3）というところにある。では藤原宮の存した都城が新益京で、その新益京が後に「藤原京」と呼ばれるに至ったと言いたいのかというと、どうやらこれも違うようだ。

此の所謂新益京は、勿論従来の京域の拡張、若しくは其の改造と

して当然飛鳥京の中と見るべく、随つて其の藤原宮は、亦当然飛鳥の藤原宮である〔…〕(4)

やや粗雑に約言すれば、新益京(藤原京)は飛鳥(古)京の拡張部分であつて、飛鳥とは異なる新しい京ではないのだ。これを直ちに「勿論」とは納得しがたい気がするが、喜田は付度しない。新しい形式の都城であるから、前代の飛鳥の諸宮と区別して「単に新益京の語を以て呼ばれた」(5)だけで、藤原宮は飛鳥京域の諸宮の一つに過ぎないと主張する。ただし、

其の藤原宮は、亦当然飛鳥の藤原宮であるべき筈であるが、而も之を従来の飛鳥京に比するに、其の主要地域とある所が全然面目を新にしたものであるが故に、暫く之を従来の飛鳥京と区別して便宜藤原京の名称を用いるも強ち妥当ならずとは言ひ難からう

〔…〕(6)

この喜田にしては珍しくやや寛容な姿勢は、「藤原京の経営については、当初そこに二つの大きな理由の存在した事が認められる」(7)からである。どちらも「大化の改新」以来の理想に関わっている。第一に飛鳥京の地理的・地形的な問題からの理由である。飛鳥京は計画的に造営されず、自然の膨張に任されて京域内が不整然かつ中心地が東南に偏りすぎている。このため理想的な都城を建設しようにも、山岳丘陵に阻まれて拡張の余地がなく、ここに新益京の必要が生じたのである。第二の理由は、飛鳥の地に蔓延る既存勢力からの脱出である。喜田は、この第二の理由を重視する。先の第一も含め、二つの理由によつて、

難波の遷都となり、又大津の遷都ともなりて、大化以来約五十年間、幾多の紛擾を繰り返し、遂に壬申の乱をまで惹き起したので

あつた。而も其の第二の希望は之を達成する事能はず、(8)

そこで、飛鳥の地を離れず、かつ理想の新形式の理想の都城をつくるという「双方歩み寄りに上りて成立したものが、則ち此の妥協的なる藤原京であつた」(9)と、喜田は結論するのである。

喜田の認識を簡単にまとめるとこうなる。

蘇我氏排除の「大化の改新」を達成した天智天皇の志は、帰化人勢力からの脱却、地理的に言い換えると帰化人の権勢が支配する飛鳥の地を脱出することにあつた。後に天武天皇となる大海人皇子の思いも同じではあつたが、政権奪取を飛鳥旧勢力の力を借りたため、都(宮処)は大津の新京(未完成)から飛鳥の古京に還る。天武天皇はこれに満足したわけではなく、即位後繰り返し飛鳥からの遷都を計画するが果たせず、最後には飛鳥京内で「宮処」の地を定めることになつた。これが新益京すなわち藤原京であり、天武天皇の遺志が持統天皇に引き継がれて、妥協的に遷都すなわち宮処の遷りが成立したのである。喜田は繰り返し、次のように強調する。

こゝに於て遠く飛鳥の地を離れんとする積年の希望は放棄せられ、新式都城を経営せんとするの理想のみが、ともかくもこゝに達成せられたのであつた。(10)

さて、この新式都城(新益京)すなわち藤原京への遷都は、『日本書紀』の伝えるところ、持統天皇即位から8年後、西暦694年12月6日のことである。

ところが「如何にも奇態な記事」(11)が『続日本紀』に現れている、と喜田は指摘する。「奇態」につられて調べてみると、確かに遷都から10年

後の慶雲元年(704)11月の条に「壬寅始定藤原宮地宅入宮中百姓壹千五百五烟賜布有差」(12)と記されている。現代語訳書では「十一月二十日、初めて藤原宮の地所を定めた。住宅が宮の敷地に入った一千五百五戸の人民に、身分などに応じて布を賜わった」とし、文中の「地所」に「藤原京域の拡大のようにもとれるが不可解の箇所である」との注記が附されている(13)。喜田は「不可解」の一語では事を収めない。持統天皇が藤原宮に遷ってから、大宝元年(701)までの記事が検められる。

宮域に関する日本紀及び続日本紀の記事を見るに、既に内裏あり、朝堂あり、朝堂院内の宮殿として大極殿あり、其の外大安殿、東安殿、西高殿などの名も見えて、主要の宮殿、其の他諸官省の建築物はほぼ整備していた事が認められるのである。(14)

そもそも持統天皇が「遷りて藤原宮に居ますとあれば、それ迄に都城としての街路の設定、諸臣の邸宅までもほぼ整ひ、宮城としての諸宮諸殿設備も、亦ほぼ完成して居た」はずだ、しかるにそれから10年も後になって「始めて藤原宮の地を定め、宅の宮中に入る百姓一千五百五戸に布を賜はつたといふ事は、如何にしても不審である」と詰め寄るのである(15)。

十年以上も宮地不定といふが如き宮城の存在が、果たして想像し得らるゝであらうか。(16)

もちろん「あろうか」は、喜田の素朴な疑問ではない。底意の潜む反語である。宮地の定まらない宮城など矛盾の極まりと断然これを否定する。喜田にとって、京(みやこ)とは「宮処」すなわち宮の存する場所であり、これが日本の「京」の原則なのだ。新式都城とはいえ藤原京もこの原則から逃れられない。都市計画にも似た都城の計画がつくられて、

宮はその都城を構成する要素として配置されるわけではないのだ。

宮を起(基)点として諸設備が配置され、都城が整備されていくのである。喜田にすれば、宮地が決まらない京は存在できないのである。では、この先後の振れた奇妙な事態を、どう解釈すればよいのか。

持統天皇御造宮の当初の藤原宮とは別に、新たに地を選びて別に宮殿を造り給うたと解する外には、到底説明の道を見出し得ぬのである。(17)

その根拠を求めて、喜田は再び『続日本紀』に目を奔らせる。慶雲元年(704)11月の「如何にも奇態な記事」以外にも、奇妙な記事が見つげ出される。大宝元年(701)に「造宮」の職、また翌年に「造大殿垣司の官」といった、遷都後はもはや不要と思われる官・職が任じられている。さらに大宝二年(702)3月の条に、これまた奇態な記事があると指摘する。確かに『続日本紀』の当該年には「己卯鎮大安殿大祓天皇御新宮正殿齋戒」(18)とあり、現代語訳書では「三月十二日、大安殿の鎮め祭をして大祓をした。天皇は新宮の正殿に出御して齋戒し[た]」(19)と記されている。

喜田は、この「天皇は新宮の正殿に出御」という文言に照準を定める。

こゝに新宮とは、持統天皇遷御の藤原宮に対して、此の時新に成れる宮殿と解すべく、其の大安殿を鎮すとある事も、従来の大安殿とは別に、新に此の殿を建築するに当りてこゝに地鎮祭が行はれたものと解すべきではあるまいか。(20)

もちろん、この引用文の語尾も反語である。すでに喜田は大正2年

(1913) ころから、宮・京の遷りを政治的意図の有無で2種に区分する遷都(宮)論を展開していた。例えば『帝都』(大正4年)では、次のように説明されている。第1のタイプの遷都は、「景行・成務兩帝が近江に都し、仁徳天皇の難波に都したまひし場合の如き〔…〕真の意味」での遷都。もう一つのタイプは、そのような「遷都とは言ひ難く〔…〕唯旧い宮殿を捨て、新しい宮殿に遷られたという簡単な事実に外ならぬ」の場合の遷都である。(21)

そもそも古代の宮殿は「素樸簡單なもの」で、その構造や材質から「造る事も容易である代りに、勢ひ長く保存する事は出来ない」代物であった。伊勢神宮の御遷宮の周期を見れば分かるように、当時の建物の耐用年数はせいぜい20年。新築する土地さえあれば「旧い御殿が損じて御改築を要する場合に、遷宮が行われた」のである。これは解体撤去の手間を省く意味からも、当然の仕儀である。(22)

帝都の場合〔…〕旧宮漸く破損に傾いたならば、更に適當の場所を選んで、茲に新殿を御造営になる。斯くて其の場所が前者と隔つて居たならば、是れ即ち直ちに遷都となる。當時の簡單なる組織の政府では、官僚之に伴うて其の地に移るも容易であつたに相違ない。斯くて宮名茲に改まり、後世より之を見れば、如何にも大仕事であつた様に解されるのである。(23)

遷つた場所が離れていなくても、「此の際御代が改まつたならば、其の新治世を表はすべく新宮名が命ぜられ」た。このような宮名の更新によつて、後世の視点からはあたかも「遷都」があつたかのように見えるが、実は「是等はいづれも遷宮たるに過ぎない」と断言し、こう結ぶ。(24)

要するに、古代に於ける遷都の多数は、唯宮殿改築といふ簡單な



藤原京耳成山南麓説に現る靈峯耳成の景観(『藤原京』p27より)

場合のもので、事々しく遷都といふべきものではない。其の宮名を異にするは、治世を表はす必要から後に然か呼んだもので、御代変りの時は勿論、其の以外にも、事実上遷宮は屢々行われたものであつたに相違ない。(25)

喜田の認識では、「藤原京と称する」のは、飛鳥旧京とは異なる「新式の都城」として形成されたからで、(26)

されば藤原京といふは、単に便宜上から仮りに称へたのみで、其の実は依然として飛鳥京中の一宮である「...」。(27)

したがって藤原京への宮の遷りは、第1のタイプである新の意味の遷都ではない。他の飛鳥京域における諸宮同様、第2のタイプの「遷宮」に過ぎない。そして、慶雲元年(704)11月の「如何にも奇態な記事」に現れる、もう一つの「藤原宮」とは、持統から天武への治世交代の時期に重なって宮殿が建て替えられ、その際に築造された「新宮」を指しているのである。

しかし、それにしても造営後10年での立て替えは早すぎないか。『帝都』での説明は伊勢神宮の遷宮を例にとって、耐用年数を20年としていたはずだ。

然らば何が故に経営後間もなき藤原宮が、忽ちにして新に改造を必要としたのであらうか、又何が故に其の改造に際して、位置をまでも変更せねばならなかつたのであらうか。(28)

この至極もつともにして重要な自問に、しかし喜田は「是は今日に於て到底明かにし得べき限りではない」(29)と肩すかしを食わせようとする。さすがに無責任の誹りを免れないと思ひ直したのか、2つの仮説を提示

する。第1に、造営時点で既に藤原京(宮)は「時代の推運に対して狭隘であつた」とする説。これは慶雲元年の新宮建築後わずか3年で遷都が計画され、「それが実現して完成した平城京が、一躍三倍の広袤を有するものとなつた事実」から推測されると言うが、今日からすれば、やや的外れの感が強い。(30)

第2の仮説は、大宝律令の制定に伴う「左右両京」の設置を基軸とする考え方である。これについて喜田は、ポリウムたつぷり、微に入り細を穿つ説明を施す。実のところ、この第2の仮説こそ「仮説」とは名ばかりで「藤原宮移転説」の根拠となるものである。

ここでも喜田は、まず『続日本紀』の記述を取り上げる。

文武天皇の三年正月「京職言す云々」の記事がある。又前二年なる元年九月の條にも京人「...」の記事がある。而して是等は當時未だ此の藤原京に、左右両京の区別の無かつた事を示すものである。(31)

文中に現れる「京職」や「京人」の語が、文武天皇3年(西暦699年)時点では、藤原京が左京と右京に区別されていなかつた証拠たと言う。さて、少し喜田から距離を置いて、一般に入手しやすい情報では、このことに関してどのように説明されているかを見ておこう。

日本初の本格都城「藤原京」

藤原宮を中心とする新都・藤原京は、それまでの飛鳥の宮都とは大きく異なっていた。特筆すべきは、全体計画のもとに築かれた日本初の中国式の都城であること。先進の中国・朝鮮の都城を

模し、東西路「条」と南北路「坊」を基盤目状に配す条坊制とした。その中心をメインストリートの朱雀大路が南北に貫く。

二分された京の東側を「左京」、西側を「右京」とし、街区は格子状に整然と区画された。(32)

この説明での藤原京は、あたかも当初から左京・右京を備えた「日本初の本格都城」を思わせる。

もう少し「専門」に踏み込んだ書籍ではどうか。

〔現在では〕『周礼』の「冬官考工記」に基づく大藤原京が支持されている。大和三山を含みこんだ、平城京にも匹敵する広大な京域である。平城遷都直前には大藤原京の京域であったことは動かない。しかし、その京域が新城や藤原京の初期段階ですでに存在したのか、大宝令施行時に拡大されたのか、〔…〕などの検討課題が残されている。(33)

この引用書には「右京七条一坊では〔…〕、左京七条一坊では〔…〕」(34)等の記述が続く。つまり、藤原京の京域は左京・右京に区分されていたが、その成立時期は「検討課題」だと言っているのである。昭和11年時点の喜田がグリッブしているのは、今日でも課題とされているポイントであった。

このことに留意して、再び喜田貞吉の追跡に戻る。喜田は「大宝元年制定の大宝令には、明かに左右京の存在を示し、それが均斉に設置せられた事が規定せられて居る」(35)と指摘し、これを『続日本紀』の大宝2年「左京大夫」任命の記事などで補強した上で、次のように結論づける。

要するに大宝令制定以前の藤原京には左右両京の区別なく、令制



藤原宮跡と遠望耳成山 (撮影：筆者)

発布後それらが存在した事実は疑を容れないのである。(36)

さらに『続日本紀』和銅三年正月一日の「皇城門外朱雀大路の東西に騎兵が分頭陳列した記事」から、「宮城は其の大路の北頭、京城の中心線上にあり、天子南面して治むるの位置を占めたものであつたに相違ない。是は我が都城の理想からも、必ず然かなければならぬ所である」と力を込める(37)。

ここでの喜田の主張は、当初の藤原京には左京・右京の別はなく、西暦701年の大宝令の施行によって、朱雀(大)道の東西に左右均斉に京が区分された、というだけの—ある意味では凡庸で大して新味のない—指摘なのだが、これに先の慶雲元年(704)11月の「如何にも奇態な記事」が合体すると、俄然活気を帯びた考察となる。なぜなら、次のように言えるからである。

慶雲元年始めて宮地を定むの記事によれば、其の当初は、是とは異りたる場所にあつたと解するを至当とする。(38)

ここにおいて「藤原宮移転説」が完成した。喜田の言い分はこうである。

はじめは比較的小規模の下に所謂新益京が設計せられ、宮城もそれに応じて然るべき場所に造営せられたのであつたが、やがて其の狹隘を感じるに至りて、宮城の拡張と共に新に宮城の位置が点定められ、為に造営官〔等〕の任官も必要であつたのであらう。而して遂に慶雲元年十一月に至り、始めて宮地を定むるの始末となつたのであらう。(39)

すると、どうなるのか。

藤原宮には、持統天皇造営のものと、文武天皇朝に至りて新に造

営せられたものと、前後その別のあつた事を認めねばならぬ事となる。近ごろ古文化研究所の手によりて採掘調査中の「…」遺跡は、それが内裏であつたか、朝堂であつたかは暫く問題として保留するとしても、「…」恐らく当初に営まれた藤原宮の一部であつたと察せられるのである。(40)

なぜ、そう「察せられる」のか。古文化研究所の調査による遺跡は、なぜ文武天皇の慶雲元年に造られた新宮ではなく、当初の持統天皇造営の宮だと断言できるのか。

其の位置が、左右兩京均斉に分れたる拡張後の京城のものとして、は、稍南南東に偏して不適当であるからである。(41)

喜田は藤原京のロケーションを「畝傍、香久、耳成三山の間」と定めていた。古文化研究所の足立康らが発掘している「藤原宮陞伝説地高殿」は、「我が都城の理想からも、必ず然かなければならぬ所」の、宮城の東西を均斉に分かつ京城の中心線上から外れている。これが喜田貞吉には、我慢のならぬところであつたのだ。(42)

ここまで、主に第1論文である「前編 藤原京再考」の記述を中心に、喜田の考察を追ってきた。第2論文の「中編 日本都制と藤原京」は、「帝都」(1915)と『本邦都城の制』(1934)の一部—遷都及び藤原京関連の記述—と重なるところが多く、本書『藤原京』においては「前編 藤原京再考」を補足敷衍する位置づけとなつている。

さて、以上のような喜田貞吉の「宮」の定義や「藤原宮移転説」は、今日どのように評価されているのか。ここでの語尾も、喜田に倣つて反語に近い意味となる。

喜田の具体的な遷都論と言える「藤原宮移転説」は、当初は「宮」を起点としながら「京」の造営が進み、やがて「都城」という新式の形態と制度の導入に伴い、地勢上の条件や政治主体者の交代などと折り合いをつけながら、今度は「宮」方が遷っていくという—現在の学問水準から見て妥当かどうかは、さておき—極めて魅力的である。宮こそ京（みやこ）の基いとすれば、奈良の都・平城京にしても、西暦745年の難波からの遷都以降の中心施設は、復原を免れた「第二次大極殿」だったこととなる。不動の棚田嘉十郎が孤独に指さす虚空の先に、大きな意味が甦るかもしれない。

喜田貞吉の「藤原宮移転説」再精査の意味は、決して小さくない。ただ、わずかながら気になるのは、本書『藤原京』の「後味」の悪さである。

「藤原京移転説に就いて」

先にも触れたように、本書は最後の「別編 白鳳年号に就いて」を除き、いずれも昭和11年（1936）に発表された論文の再掲で、喜田の没後に発行された（昭和17年）。したがって、本書の構成に喜田は関与しておらず、編集兼発行者・佐伯啓造の思惑によるのだろう。藤原京やその時代に関連する喜田論文を集成する意図であったと思われるが、「後編 藤原京移転説に就いて」の掲載は、その意図に逆行し、かえって喜田の論考全体の価値を落としているように思われる。前号でこれを幅広く引用したのは、喜田の論争の「さま」—喧嘩の仕方—を浮かび上がらせるのに、うってつけだったからだ。まさしく、この「後編」の内容は、丸ごと足立康の「藤原京拡張説」への反駁の—と言うより喧嘩を売るための—文書となっている。

「其の一序」で、喜田はいきなり「足立博士の所謂拡張説は余の見る所と甚しく其の理由とする所を異にする」と嘯みつく。足立の「拡張説」根拠とするところを6項目挙げ、うち5つは他ならぬ喜田自身がかつて詳説したものであり、足立のオリジナルではなく、しかも「それは何等藤原京の拡張を立証するもので無い事を断つて置く」と吐き捨てる。（43）

どうやら、喜田の癪に障っているのは「拡張説」の内容もさることながら、足立の論旨の展開—より正確に言えば、足立の言葉遣い—だったようだ。

喜田の『藤原京』の前編と中編は、鶴故郷舎発行の『夢殿』第十五冊「藤原京研究」（昭和11年）の再掲である。足立の「藤原京拡張説」は、喜田によれば「其の後『史蹟名勝天然記念物』十一巻四号に於て〔…〕余が曩に佐伯君の需に応じて発表した二篇述ぶる所に就き幾多の疑問を提示」したものであった（44）。喜田は足立の言い分を引用する。

其の見地〔拡張説〕から藤原宮の遺址、其の京の広袤、遷都の事情等に関する問題を初とし、其の他藤原宮及び京に関する諸問題を考へる上に、従来とは全く異なる視点を与へ、自ら別個の新解釈を可能ならしめるのであるが、未だそれを論じる自由を持たぬから、茲では一切割愛する事とし、其の代わり此の説を利用して立てた喜田の新説を紹介し、併せて其の疑点に就いて示教を求めると言はれるのである。（45）

文中「其の代わり」と「利用して」には強調の傍点が施され、「こゝに『此の説を利用して』とは、余が足立君の新説を利用したとの意味か、それとも大宝令以来左右兩京に分れたとの事を利用したとの意味か」と、

ぐいと睨み付ける。後者であれば、そこから「藤原京拡張説」は導き得ない、「藤原京が拡張せられてあらうとの事は、藤原宮が前後其の位置を異にしたであらうとの事の仮定の上に於てこそ」成り立つのである、と痛罵する。(46)

そして、前者すなわち「足立君の新説を利用したとの意味ならば、それは自分にとって迷惑千万の事」であると眉をひそめ、「余の考証の何処に君の新説を利用したのか」と詰る。(47)

足立君が先年「大和誌」上に藤原京の左右兩京の事を述べられたに就いては、早速同感の意を同君に通じた事はあつたが、自分は何もそれを利用して新説を立てたとは思つて居らぬ。(48)

ここから、喜田は本論に入り、「其二」で足立の「所謂「藤原宮」耳成山南麓説に対する疑問」を振じ伏せ、「其三」では「藤原宮移転説に関する疑問」を振り払う。その勢いは収まらず「其四」では、「筆の序に同君の京域拡張説の証拠として列挙せられたもの」を一々論い、ことごとく粉碎していく。そして足立の「疑点」の屍の上に「其五結語」を築き、喜田は「一切に同君の再考を希望する」と止めを刺し、終には勝ち鬨の哄笑とも嘲笑ともとれる、次の一文で「藤原宮移転説に就いて」を閉じるのであつた。(49)

終りに臨余輩の甚だ不十分なる考説が、更に足立君の質疑によりて幾分精緻の域に達するを得た事につき、満腔の謝意を表する。

(50)

足立の「疑点」への反駁の内容や、足立の「藤原京拡張説」への批判は、いずれも先に見た喜田の「藤原宮移転説」の言い換えや補足であり、

自説の正当性を主張する一だけの—もので、果たして独立した論考といえるかどうかも疑問である。

喜田は、足立の言葉遣いに憤り、重箱の隅に追い詰めて、針でつつき回すような論文を—しかも、足立の「藤原京拡張説」と同じ學術雜誌に、あえて—発表した。足立が喜田の引用した文言のように記述したとすれば、確かに礼を失するところはあつただろう。年長の喜田が「かちん」と来るのも理解はできる。しかし二回以上も違ふ、若い学者の無礼を宥めるなら、私信でその旨を告げ、「藤原京研究」の該当箇所を示せば、それで十分事は足りたのではないか。

此の時の自分の論鋒は、今から考へると、聊か常軌を逸した迄に猛烈野卑なものであつた。(51)

「此の時」とは、「藤原京移転説に就いて」で足立をやり込めた時ではない。前号で述べたとおり、明治38年(1905)の関野貞(1868—1935)との法隆寺建築年代論争についての回顧である。この時は「まだ三十五歳といふ活気に満ちた際」(52)と言いつついるが、この足立への駁論は、それから30年後の昭和11年(1936)。66歳になつていた「此の時」も「三十五歳」の時と変わらぬ「活気に満ち」ていたようだ。

補論 「南北朝正閏問題」における喜田貞吉

自分はよく人を怒らせた。よく人を困らせた。〔…〕其の頃は随分と意地つ張りて、狭量で、思ひやりの無い挙動も可なり多かつた。(53)

これは『六十年の回顧』（1933）に記された、喜田自身の述懐である。文中「其の頃」とは、「南北朝正閏問題」すなわち明治43年（1910）末からの「喜田事件」が起こっていた時期を指している。喜田は続けて、

問題も問題であつたが、第一に喜田某のものに対して、新聞記者を始めとして、一般に世間の同情が無かつたのだ。是が若し他の温厚な長者によつて起された問題であつたならば、こんなにあつた大きな騒ぎにはならずして、公平な判断が与へられたのであつたかもしれない。〔…〕（54）

と殊勝らしく自述するのだが、これには次の文言が接続している。

世の中は「正直」といふことのみでは通れぬといふ事を、つくづく痛感させられ、平素の自己の不徳に対して、痛切に反省せられた事だつた。（55）

喜田は「不徳」を「痛切に反省」しているのだが、その反省の先にあるのは狷介な性格でも傲慢な態度でもない。自らの「正直」な性格や態度が「不徳」であつたと言っているのだ。喜田の「痛切な反省」は、喜田自身の「正直」に跳ね返されて、世間の「不徳」に向かつているように思われる。

一般に、「南北朝正閏問題」について、「桂太郎内閣の倒閣運動にまで発展したこの南北朝事件は、文部省教科書編修官・喜田貞吉〔…〕の休職により決着をみる」（56）との表現に見られるように、喜田は「被害者」と見做され、次のように評価されている。

歴史学（実証）の原点からすれば、喜田が示した「南北朝対立」の観点は、学問に裏打ちされた有力な学説であつた。その意味では、

教科書としての見識を語るものだつた。（57）

そして、「喜田事件は、「考証学が」科学へと脱皮した実証主義が、再度教育的「信念」のために敗北した」あるいは「喜田事件は歴史学という学問の問題であるとともに歴史教育の問題でもあつた。教育の在り方をめぐる「学問」と「信念」の綱引きということにもなる。〔…〕喜田は正閏論争を学問的レベルで処理しようとして努力した」（58）とも書かれ、ここだけ読めば、あたかも実証主義的歴史学に殉じた受難者のように扱われている。

喜田は、明治期におけるこの国の王権（統治権）をめぐる政治がらみの論争に、たまたま教科書の編修を担当していたために巻き込まれた、「事件」の被害者なのだろうか。

喜田自身は、こう回顧している。

明治三十七年第一回の日本歴史教科書が完成して、全国一斉に之を使用してより以来約七年間、〔…〕何等世間の問題を起すに至らずして無事使用せられたものが、明治四十三年末に至つて初めて問題となつた。（59）

南北朝正閏問題じたいが、いつから起こっていたのかはわからないが、それが教科書の記述と関わって発火したのは、

教師用教科書を発行した年（明治43年（1910））の十一月の初頃、東京高等師範学校で中等教員の地歴講習会が開かれた際の事だつた。〔…〕（60）

この11月の講習会で、喜田は「普通教育の歴史科」について「十時間の

講話」を行った。最終日の「南北朝に関する文部省の立て方」については、「特に慎重の態度を採り、わざ／＼宮内省図書寮編修官〔…〕の臨席を求め」て「詳細なる敷衍」をしたところ、この説明に「可なり辛辣なる質問」が浴びせられた。これが喜田の「始めて其の反対説に接した」体験となった。12月初旬にも、文部省で校長級を対象に「師範学校修身科講習会」が催され、喜田は「修身科教育と歴史」について「前後八時間に渉る講話」を行っている。ここでも「勿論南北朝の立て方に就いても、可なり詳しく説明」したところ、「南朝正統論を取らば国民教育上如何なる悪影響を及ぼすべきか」と「南北並立主義を取る時は、南朝と国法上の関係如何」の2通の質問状が―その場で喜田個人にではなく―文部省普通学務局長あてに提出された。(61)

これら2つの講習会での喜田の講話や質疑の内容、質問状や回答書の内容は詳らかではないが、南北朝正閏問題そのものはさておき、この問題に関わる教科書事件すなわち「喜田事件」は、ここから始まったようである。

教師用教科書が「南北朝正閏問題が事件化する」累のもととなった。〔…〕南北朝を説くに当つても臣下に就いては十分に忠奸邪正を教べたゞ皇の御事には臣下の便として軽々しく正閏軽重を説く可からずとの趣意を書き添へたのである。これが実に累の源となつたのである。ところへ火の手を煽つたのは文部省講習会にての喜田博士の講演である。文部省では旧冬全国の師範学校長を招集し〔…〕喜田博士が文部大臣の命によつて飛入となつて歴史教授に就いての講演をした。(62)

以上は、喜田が大学時代に師事し、歴史教科書の編修においても助言を

受けていた三上参次(1865-1939)の談話である。三上は文部省の教科用図書調査委員会の歴史部会の委員でもあった。三上は、講習会での喜田の講演内容は十分に承知してはいないとしながらも、

聴講者の或るものは喜田博士の兩朝問題の説明を聴いて驚いたものと見える。或は喜田博士は北朝正統の説を述べたかの如く聴いて居る者もあるが、喜田博士は之を弁明して南朝正統の事は学校長も承知して居らうから之を略し、たゞ北朝の皇室もまた軽んずべからざる証拠を列挙したのであるといつて居られるが、同博士の議論の鋒芒いつもなか／＼鋭い方であるから聴衆の或るものは誤解したかも知れぬ。〔…〕これがだん／＼評判となつて人々が注意するやうになり遂に元代議士藤澤元造氏の議会に於ける質問提出となつたのである。(63)

対応に苦慮した文部省は藤澤に質問の撤回を求めるが、藤澤は応じない。逆に教科書編修者すなわち喜田の説明を要求した。

大臣より我輩に会見せよといはれた。喜田博士も同席であるが同博士が応接して若しも相手方を激せしむる様のがあつてはいかぬといふので、我輩に応接をせよといはれた。(64)

この会見に、藤澤は懇意の学者2名を引き連れてやつてきた。ところが「酒気を帯びたるが上に、〔…〕絶えず倉卒慌忙」という落ち着きのなきで、三上や喜田の説明も「耳に十分入らなかつた」まま、藤澤ら3人は揃って「全然反対」の内容を新聞に流し、世情沸き立つて政治問題に発展していった(65)。

これがそも／＼我輩が喜田博士同様今回の問題で攻撃の矢面に立

ち或る新聞では元凶などいふ迷惑千万なる称呼を受くるに至つた原因である。(66)

喜田も三上と同様、次のように回顧している。

後に三上先生のみが自分と共に南北朝事件の二元凶として、盛んに攻撃の矢面に立たされることになつたのは、自分の介添の意味で此の席に臨まれたが為に、専ら其の目標とせられたに外ならぬ。

(67)

明治25年の久米邦武の論文「神道ハ祭典ノ古俗」を巡る事件を「久米邦武筆禍事件」とするなら、明治44年のこの事件は「喜田貞吉舌禍事件」ではなかつたか。原因者・喜田の側杖を食つた三上こそ、「南北朝正閏問題」の「受難者」と呼ぶに相応しい。この事件のあと閣議決定された「南朝正統主義により教科書の改訂」を命じられた三上は、「方針が定まつた以上」〔…〕委員会にて之に賛成表すが、直後に委員を辞任する(68)。三上は言う。

南朝正統主義によつて改訂せらるゝには異存が無いが、ただ改訂せらるゝにしても騎虎の勢で余りに極端に奔せてはならぬと思ふ。余りに北朝の天皇を貶しては〔…〕児童は之を見て〔…〕異様の感起す虞はないか。南北合一後はまた南北の区別無きは無論ながら児童にはそれが十分に分るであらうか。(69)

三上は、これが「一つの大きな心配」(70)と憂えた上で、次のように結ぶ。

今後の規定を以て過去の事実を曲解するやうな事があつてはならぬ。〔…〕今日以後がさうであるからして過去にも一時も兩帝並

立の事実がなかつたといふのは今を以て古を律すといふもので事実の無視であるといはなければならぬ。(71)

一方、「閣議南朝正統説に決定して、執筆者たる自分は休職を命ぜられ、同時に教科書調査委員も辞」(72)した喜田貞吉は、次のように述懐している。

改訂教科書の立て方は、単に南北朝の正閏を定めたといふではなく、全く北朝の存在を認めざるの方針を取ることとなつたが為に、其の当然の結果として、他方面に面倒なる影響を及ぼす所が頗る多く、〔…〕此の問題に処する教科書編纂者の苦心の甚だ多かつた事はお察しするに余りがある。〔…〕当初自分が国定教科書を執筆するに當つて、あまりに学究的良心に囚はれて深く考えすぎた結果として、従来の普通の筆法を改めて、教科書としては新しい筆法を取つた所にあることを思ふ時に、自分はどこまでも深い其の責任を感じざるを得ぬのである。(73)

両者の洞察は、1点においても、交わる場所がない。隔絶しているというより、次元が違つている。

あらためて、前編で提起した学問と教育の接続の問題に戻る。喜田は学問上の信念を教科書の執筆においても貫いたのか。以下の引用を―当面の―結論に代えたい。

元来国定教科書に於ける南北朝の扱ひ方は〔…〕畢竟は暫定的のもので「南北朝並立」が最も穩当であると考へたに過ぎなかつたのである。又それによりて国民教育的に説明を下す上にも、敢て少しも差障りがないと考へたのであつた。随つて勿論それ以上に



なかじま・けいすけ

奈良県立大学ユーラシア研究センター特任准教授／副センター長。主な著作として、『勅語玄義』に見る奇妙なナショナリズム』東洋大学井上門了研究センター編『論集 井上門了』(2019)教育評論社、「地域経営の視点から見た『平城遷都一三〇〇年祭』」『都市問題研究』第60巻11号(2008)、「もう一つの観光資源論」『日本観光研究学会研究発表論文集 No.29』(2014)、「井上門了の国家構想」『東洋大学井上門了研究センター年報 vol.26』(2018)、「南貞助論—日本の近代観光政策を発明した男」『日本観光研究学会研究発表論文集 No.34』(2019)など。

深い考へがあるべき筈がないのである〔…〕。(74)

先に触れた喜田への一般的評価、すなわち「学問に裏打ちされた、教科書としての見識」を語り得る学者という評価は、上記引用を見る限り、喜田貞吉よりも三上参次にこそ相応しい。

(了)

【引用参考文献】

以下、文献ごとに文中番号と該当頁を掲げる文中番号は、同一センテンスまた同一段落中の引用等が同一文献の場合は、基本として各々の最後に「括弧」で表示した。

1. 喜田貞吉『藤原京』(1942) 鶴故郷舎出版部
 - (1) (p.3)
 - (2) (pp.3-4)
 - (3) (p.6)
 - (4) (pp.7-8)
 - (5) (p.4)
 - (6) (p.8)
 - (7) (p.8)
 - (8) (p.9)
 - (9) (p.9)
 - (10) (p.26)
 - (11) (p.26)
 - (14) (p.27)
 - (15) (p.28)
 - (16) (p.28)
 - (17) (28)
 - (20) (pp.28-29)
 - (28) (p.29)
 - (29) (p.29)
 - (30) (p.30)
 - (31) (p.30)
 - (35) (p.30)
 - (36) (p.31)
 - (37) (p.33)
 - (38) (p.33)
 - (39) (p.33)
 - (40) (pp.33-34)
 - (41) (p.34)
 - (42) (p.24, pp.32-33)
2. 三上参次・佐伯有義編『六国史巻参』(1929) 朝日新聞社
 - (43) (p.105, 107)
 - (44) (p.105)
 - (45) (p.107)
 - (46) (p.107, 108)
 - (47) (pp.108-109, p.109)
 - (48) (p.109)
 - (49) (p.119, 130, 135)
 - (50) (p.135)
3. 宇治谷孟『続日本紀(上)』(1992) 講談社
 - (13) (p.69, 426)
 - (19) (p.49)
4. 喜田貞吉『帝都』(1915) 日本学術普及会
 - (21) (p.11, 14)
 - (22) (p.14, 18)
 - (23) (p.16)
 - (24) (p.16)
 - (25) (pp.18-19)
 - (26) (p.131)
 - (27) (p.131)
5. 奈良県HP『歩く・なら』／「記紀万葉で巡る奈良」内のコラム (<http://www.pref.nara.jp/miryoku/araku/kikinanyo/column/c02/>) (32)

6. 和田萃他編『奈良県の歴史』(2009)
 山川出版社
 (33) (p. 88)
 (34) (p. 88)
7. 喜田貞吉『六十年の回顧』(1933)
 非売品
 (51) (p. 102)
 (52) (p. 102)
 (53) (p. 135)
 (54) (p. 135)
 (55) (p. 135)
 (59) (p. 127)
 (60) (p. 127)
 (61) (pp. 127-128)
 (67) (p. 136)
 (72) (p. 144)
 (73) (p. 149)
 (74) (p. 129)
8. 関幸彦『国史』の誕生』(2014) 講談社
 (56) (p. 178)
 (57) (pp. 181-182)
 (58) (p. 187, 188)
9. 三上参次『教科書に於ける南北正閏問題の由来』(「太陽」第十七卷第五号所載) 文献名不明(国立国会図書館所蔵※「明治44. 5. 13 寄贈」の押印)
 (62) (pp. 9-10)
 (63) (p. 10)
 (64) (p. 11)
 (65) (pp. 12-13, pp. 14-15)
 (66) (p. 11)
 (68) (p. 16)

- (69) (p. 17)
 (70) (p. 17)
 (71) (pp. 17-18)

